

平成 30 年 1 月 10 日  
鳥 取 県  
鳥 取 地 方 気 象 台

## 鳥取県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

鳥取県と鳥取地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を見直し、平成 30 年 1 月 17 日から通常基準により運用します。

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、鳥取県と鳥取地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度 5 強を観測した鳥取市北部と三朝町では通常の 8 割、震度 6 弱を観測した倉吉市、湯梨浜町、北栄町では通常の 7 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行なうこととしています。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を見直すこととしますのでお知らせします。

なお、鳥取県で提供する「土砂災害危険度情報」※や、気象庁で提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」※についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用して下さい。

### 記

- 1 暫定基準を変更する日時  
平成 30 年 1 月 17 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町（別紙に図示）  
鳥取市北部、三朝町、倉吉市、湯梨浜町、北栄町

これにより、鳥取県内の市町村は全て通常基準となります。

※「土砂災害危険度情報」や「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足するメッシュ情報です。

土砂災害危険度情報 <http://d-keikai.sabo-tottori.jp/MapForm.aspx?m=0>

（詳細）<http://www.pref.tottori.lg.jp/239601.htm>

土砂災害警戒判定メッシュ情報 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

（詳細）<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

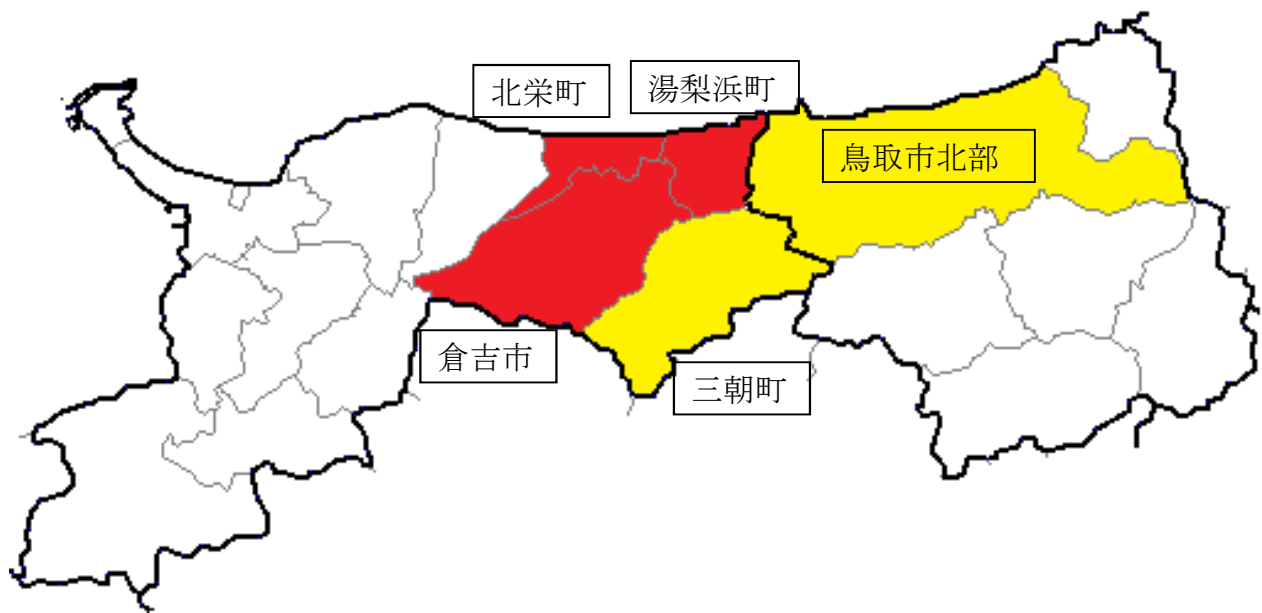
本件に関する問い合わせ先



鳥取県 県土整備部治山砂防課 企画調査担当（電話 0857-26-7819）

鳥取地方気象台 土砂災害気象官（電話 0857-29-1313）

別紙

土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止地域



-  7割の暫定基準から通常基準に戻す市町
-  8割の暫定基準から通常基準に戻す市町